

令和2年7月14日

公立及び民間の保育施設関係事業施設長
並びに保護者 各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

県外渡航した場合の出勤・登園の判断基準の継続について（通知）

保育施設をご利用中の保護者の皆様また各保育施設の運営にご尽力を頂いている保育従事者の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き心から感謝申し上げます。

去った5月31日以降、本市独自の「石垣市緊急事態宣言」解除後は、各保育施設において健康観察を始め徹底した衛生管理及び「郡外渡航時の行動履歴」、「健康観察票」の提出の取り組みにご協力を頂いているところですが、保護者等皆様におかれましては、今後、夏休みを控えそれぞれのご事情で県外へ渡航しなければならないこともあるかと思慮されます。

しかしながら、県外においては新規感染者が連日200人を超える状況となっており、7月8日には沖縄本島及び石垣市で計2名の感染者が確認されたことで、今後も予断を許さない状況となっております。

そのような状況を受け、石垣市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、保育所等からクラスターを発生させないための取り組みとして、保育従事者の皆様や保育所等をご利用中の乳幼児が、県外渡航した場合、引き続き帰島後7日間は保育従事者の出勤、乳幼児の登園を控えていただくようご協力頂くことが決定しております。

本市における感染者を隔離する病床数は、限られていることを保育従事者の皆様また保護者の皆様に今一度認識して頂き、本取組みへのご協力をお願い申し上げます。なお、本取組みの終了期限につきましては、国内における新型コロナウイルスの感染者数及び情報等に基づき総合的に判断してまいります。

記

関係資料

- 1 県外渡航した場合の出勤・登園の判断基準(6月1日以降適用)
- 2 新型コロナウイルス感染者が市内に発生した場合の各保育施設の運営目安
- 3 新型コロナウイルス感染防止マニュアル～保育所・こども園の新しい生活様式～
- 4 郡外渡航時の行動記録票(参考様式)
- 5 健康観察票(参考様式)

～**県外**渡航した場合の出勤・登園の判断基準～

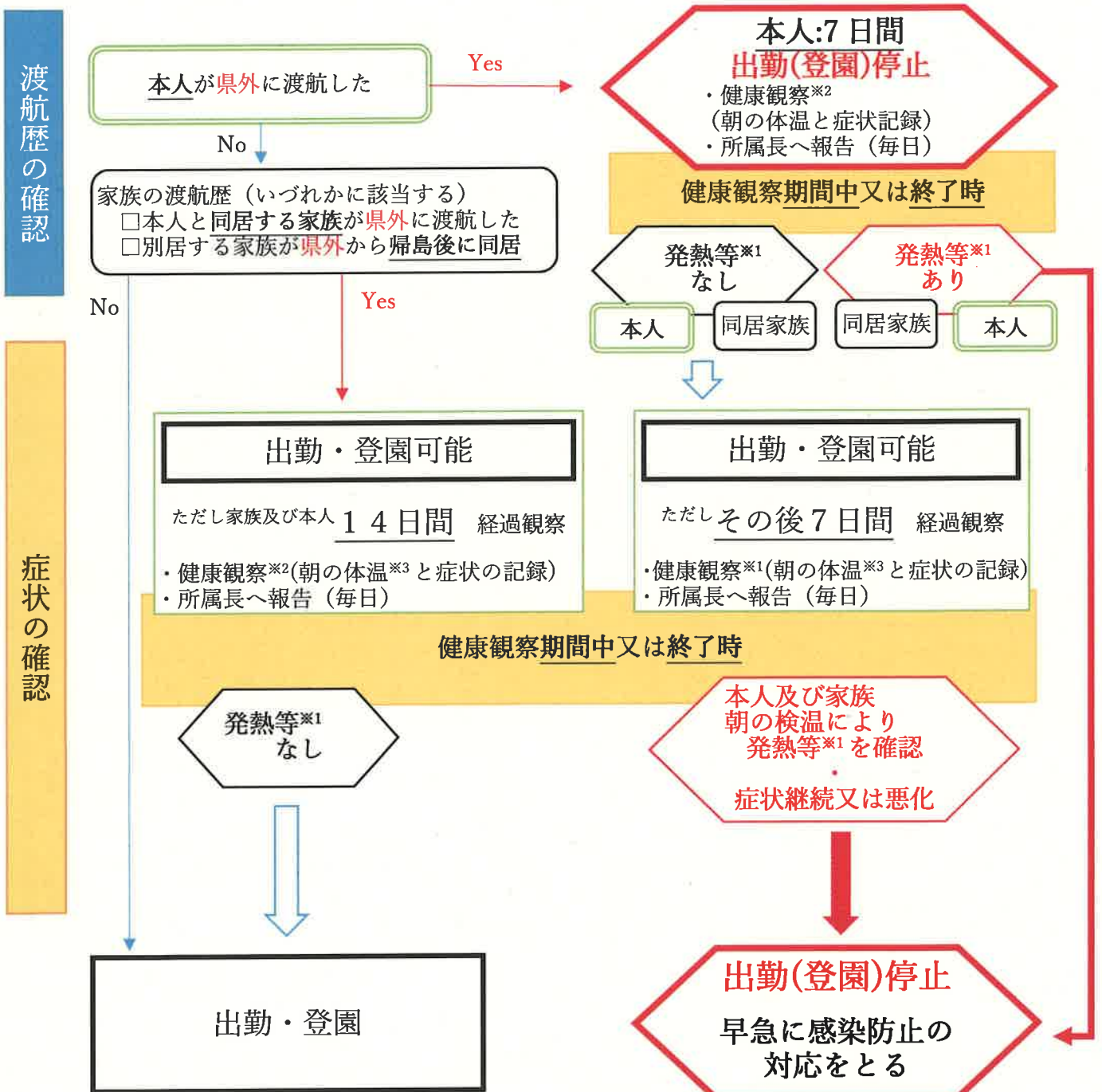
◎判断基準の対象者：

公立保育施設（保育所・認定こども園・こっこーま）の保育従事者及び通所する乳幼児

○判断基準の準用を推奨する施設及び事業所：

私立保育施設（保育園・認定こども園等）、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター

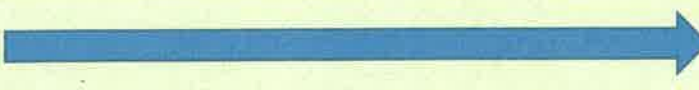
適用期間：新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間



※1 発熱等 : 発熱や呼吸器症状、倦怠感、味覚・嗅覚異常
 ※2 健康観察 : 本人及び家族を対象とする
 ※3 体温測定 : 出勤・登園前に体温計測

新型コロナウイルス感染症が市内に発生した場合の各保育施設の運営目安

(令和2年7月14日時点)

罹患者	感染状況	施設の対応	保護者の対応	
発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が観光客等(保育施設と関係がないと判断される者) ・市内感染者の出現(濃厚接触者の可能性なし) 	<ol style="list-style-type: none"> 1.通常どおりの開所 2.「保育所・こども園の新しい生活様式」^{※1}の実践 	<ol style="list-style-type: none"> 1.通常通りの通所 2.「新しい生活様式」の実践例^{※2}による行動 (1)感染防止の3つの基本の実践 (2)日常生活を営む上での基本的様式の実践 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内感染者の増加(濃厚接触者あり、感染ルート不明) ・濃厚接触者が通所乳幼児の家族及び保育従事者の家族 	<ol style="list-style-type: none"> 1.通常どおりの開所 2.対象者は医療機関等が示す期間の自宅待機・健康観察 3.園内において定期的な全乳幼児及び保育従事者の健康観察の実施 4.対外的なイベント実施の検討又は中止 	<ol style="list-style-type: none"> 1.対象者は医療機関等が示す期間の自宅待機・健康観察 2.その他乳幼児は通常通りの通所 3.自宅での健康観察の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1.対象者は(最後に接触した日より)2週間登園停止(協力要請に基づき)及び自宅での健康観察の徹底 2.その他乳幼児の自宅保育の協力要請
	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者が通所乳幼児及び保育従事者 ・感染者が通所乳幼児及び保育従事者の家族 ・感染者が通所乳幼児及び保育従事者 	<ol style="list-style-type: none"> 1.通常どおりの開所。施設内消毒の徹底 2.対象者は(最後に接触した日より)2週間出勤停止。自宅での健康観察の徹底 3.3次感染防止として全保育従事者及び全通所乳幼児の健康観察の徹底 	<ol style="list-style-type: none"> 1.対象者の出勤停止(医療機関等が示す期間)及び自宅での健康観察の徹底 2.沖縄県等の関係機関と休園等の協議を検討(施設の一部又は全部) 	<ol style="list-style-type: none"> 1.対象者の登園停止(医療機関等が示す期間)及び自宅での健康観察の徹底
<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が通所乳幼児及び保育従事者 	<ol style="list-style-type: none"> 1.沖縄県等の関係機関と休園協議及び実施 2.他の施設の休園協議 	<ol style="list-style-type: none"> 1.全乳幼児の登園停止(医療機関等が示す期間)及び自宅での健康観察の徹底 		

※1 「保育所・こども園の新しい生活様式」：「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症対策について」(令和2年5月29日通知)による

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020.5.4)

※2 「新しい生活様式」の実践例(下記記載)：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020.5.4)

- (1)感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い
- ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
 - ・遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
 - ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ・外出時、屋内にいるときや会話するときには症状がなくてもマスクを着用する。
 - ・家に帰ったらそのまま手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ・手洗いは30秒かけて水と石けんで丁寧に洗う

(2)日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・こまめに手洗い、手指消毒。 ・咳エチケットの徹底。
- ・こまめに喚起。 ・身体的距離の確保。
- ・「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。 発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養。

新型コロナウイルス 感染防止マニュアル

～保育所・こども園の新しい生活様式～

登園時の受け入れ

- 1) 登園前の検温の実施と記録をおこない、発熱 咳・どの痛み倦怠感等の風邪症状が無いか確認する。
- 2) 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接にならないよう配慮する。
(特に室内に入る保護者にはマスクを着用してもらおう)
- 3) 保育者と保護者間の連絡事項は掲示板を活用する。
- 4) 風邪症状があり発熱がある場合は保育園等、お休みしましょう。
(翌日以降、熱が下がりがり風邪症状の改善後登園しましょう。発熱・呼吸器症状・倦怠感が続く場合は、市健康福祉センター又は、保健所にご相談ください。)

環境を整える

～玄関～

1) 清掃と消毒をおこなう。

2) アルコール消毒液の設置

～保育室～

1) 窓を開放し、30分おきに換気をする(エアコン使用時必要)

2) 多くの園児が手に触れる箇所は定期的に消毒する。

3) 水筒・コップ(乾燥した状態)の衛生管理に気をつける。

4) 手洗いの場のポンプ型石けん・タオルペーパー・消毒液の設置

5) 室内の温度は、60%前後に保つようにする。

*湿度が低いとウイルスが繁殖しやすく、高すぎるとカビの

原因になる。

～保護者～

1) お子様の健康維持のため、栄養バランスのとれた食事、睡眠時間を

たっぷりとするなどご家庭のご協力をお願いします。

手洗いの6つのタイミング

- 1) 外から室内に入るとき
- 2) 咳やくしゃみ・鼻をかんだとき
- 3) 給食・おやつの前
- 4) 掃除の後
- 5) トイレの後
- 6) 共有のものを触ったとき

* 密集を避けるためしばらくの間、園内行事は各クラスでおこなう。

特に留意すべき事項

- 1) 基本的には常時マスクを使用することが望ましいがマスク着用によって息苦しくないか、こまめな水分補給を行い熱中症などの健康障害が発生する可能性はないか十分に注意する。
また、マスク使用に際しての衛生管理を徹底する。
- 2) 遊びを通して他の園児との接触や遊具等の共有が生じやすいが、遊びたくなる拠点の分散・園児同士が向かい合わないような遊具等の配置をおこなう。
- 3) 活動適時での手洗いや消毒・水分補給ができるように配慮する。
- 4) 基礎疾患等があることにより、重症化するリスクが高い園児については、主治医の見解を保護者に確認の上、登園の判断をする。

職員の健康管理

- 1) 出勤前の検温の実施と健康状態に気をつける。
- 2) 自身が37.5度以上の発熱・咳や喉の痛み等の症状を発症した場合は所属長に報告する。
- 3) 園長は職員の健康状態について把握する。

郡外へ渡航した場合

(職員・園児)

- 1) **県外渡航の場合**
1週間の出勤・登園停止となります。
県外渡航時の判断基準を参考として、下記の行動記録票等の提出をお願いします。
- 2) **県内渡航の場合**
渡航先等について園長へ報告し、渡航中の行動記録票と帰島後1週間の健康観察票の提出をお願いします。

出入り業者への協力依頼

- 1) 出入り業者にはマスクを着用してもらおう。
- 2) 建物に出入りする際は、手洗い・アルコール消毒の実施を呼びかける。
- 3) 自身が発熱・咳や喉の痛み等の症状を発症している場合は、出入りを控えてもらおう。

郡外渡航時の行動記録票（参考様式）

保育施設名：

〔保育士等職員・乳幼児〕 渡航者氏名：

No	日付/時刻	同行 人数	行動/内容	移動手段	行動/内容	濃厚接触者 人数	備考
例1	6月1日 10:00-12:00	0	那覇空港 移動のため	ユイレール	〇〇ホテル チェックイン	0	終始マスクを 着用
例2	6月1日 14:00-17:00	2	〇〇ホテル チェックイン	徒歩	県庁 □□会議	0	全員マスク着 用
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

※濃厚接触者とは「1mで必要な予防策なしで、15分以上の接触」した者の人数を記入してください。

※1日に2件以上ある場合は、次の段をご利用ください。

※必要に応じてコピーしてご利用ください。

※帰島後の1週間後に当票「郡外渡航時の行動記録票」と合わせて別表「健康観察票」を各施設長へ提出してください。

健康観察票（参考様式）

園名

クラス

氏名

乳幼児及び保護者の皆様へ

毎日、朝（登園前）の検温及び健康状態の確認を行い、下記に記載して下さいますようお願いいたします。

(例)

月日	3月1日							
曜日	土							
朝 (登 園 前)	検温時間	6:45						
	体温	36.8						
	風邪の症状	なし						
	保護者サイン							
	備考							

・この健康観察は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、ご家庭で実施していただくものです。

(園へ帰島後1週間検温、記録し提出をお願いします。)

・発熱や風邪の症状が出た場合は、自宅で休養させてください。その場合は、園へ欠席の連絡をお願いします。

・この健康観察は土日も行います。

・濃厚接触者で発熱・強いだるさ・息苦しさ等の症状が出た場合は、市の健康福祉センター及び管轄の保健所へ連絡し、受診等についてご相談して下さい。